

## 【別紙】意見書の内容と意見書に対する見解

No.	意見書の内容	意見書に対する見解
1	<p>今回の生活環境影響調査結果の縦覧についての案内は、高橋・上ノ山地区の住民への文書配布、南薩地区衛生管理組合のHPへの掲載、市役所入り口掲示板への掲示のみで、なぜ南さつま市HPへの掲載がなかったのか？告示には「利害関係を有する者は意見書を提出することができる」とあるが、利害関係を有する者とは周辺住民のみならず、周辺田畑を所有する市内外の住民、近くの保育園等を利用する者、景観を重視する観光業の者、新クリーンセンターを利用する4市の住民等も含まれるのではないかと南薩地区衛生管理組合のHPや市役所入り口の掲示板を頻りにチェックする人がいるとは思えず、南さつま市HPへお知らせを記載し、広く告知すべきである。民間企業が建設しようとしている洋上風力発電施設に係る環境調査配慮書については、何度も市のHPでお知らせしている。この件について問い合わせた際、「新クリーンセンターは市の関係施設ではないので、市のHPへ掲載する予定はない」と言われたが、全市民が関係する公共施設であり、市が関係していないとは思えない。よって、縦覧期間を延長してでも広く告知すべきと考える。</p>	<p>生活環境影響調査の縦覧につきましては、南薩地区衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例に基づき行っています。</p> <p>同条例で、縦覧の場所は南薩地区衛生管理組合事務局、生活環境影響調査を実施した周辺地域内で管理者が指定する場所、管理者が必要と認める場所、縦覧期間は告示の日から1月間とするとなっています。生活環境影響調査を実施した周辺地域内で管理者が指定する場所として、高橋公民館、上ノ山公民館、南さつま市役所金峰支所市民課、管理者が必要と認める場所として、枕崎市役所市民生活課、日置市役所市民生活課、南さつま市役所市民環境課、南九州市役所市民生活課を縦覧場所としました。</p> <p>また、意見書の提出期限は施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができるとなっています。</p> <p>南薩地区衛生管理組合で実施した業務になりますので、組合ホームページに掲載し、組合構成市（4市）に告示の掲示をお願いしました。調査を実施した周辺地域の高橋振興会・上ノ山自治会・堀川自治会の方へは「生活環境影響調査結果の縦覧等」のお知らせにより周知をしたところです。</p> <p>ただし、組合ホームページでの掲載は、補助的な公開方法として位置づけています。</p>

No.	意見書の内容		意見書に対する見解
2	<p>大気や土壌への影響について、今回の調査で現状と予測値が示された。煙突からの排出ガスについては測定値を随時公開することだが、影響が予測される高橋・上ノ山地区の大気や土壌の状態についても定期的に観測して公開して欲しい。</p>		<p>煙突からの排ガス基準値については、新施設の公害防止基準として設定し、周辺地域に対して排ガスの影響がないように、組合が自主的に定めた基準値になります。法規制値よりも厳しい基準値となっています。</p> <p>大気や土壌への影響についても、排ガス中の濃度を十分低く抑える対策により大気への放出を抑えるため、影響はないと考えています。周辺地域の調査実施については、今後検討していきたいと考えています。</p>
3	P16 図1-7	<p>不燃物及び焼却灰はどこに処分されるのか？ 4市に分散して処分されるのか？</p>	<p>南さつま市（坊津地区除く）及び南九州市川辺町分の焼却灰、飛灰、不燃残渣については南さつまクリーンセンターで処分する計画となっています。</p> <p>枕崎市、南さつま市坊津地区及び南九州市知覧町分の焼却灰、飛灰、不燃残渣については知覧最終処分場で処分する計画となっています。</p> <p>日置市分の不燃残渣については日置市クリーン・リサイクルセンターで処分し、日置市分の焼却灰、飛灰については資源化する計画となっています。</p>
4	P17 表1-6、表1-7	<p>南九州市穎娃町は記載がないが、穎娃町は搬入しないのか？</p>	<p>南九州市穎娃町は搬入しません。南九州市穎娃町から出されたごみは指宿広域クリーンセンターで処理しています。</p>
5	P17 表1-6、表1-7	<p>南九州市より日置市の方が人口が多いが、南九州市より台数が少ないのはなぜか？</p>	<p>計画搬入台数の設定にあたっては、既存施設への搬入台数により設定しています。</p>
6	P17 表1-6、表1-7、表1-8	<p>直接搬入は具体的にどのようなものを搬入するのか？ 現在稼働しているごみ中継基地（村原）のような役割を担うのか？ また、現在稼働しているごみ中継基地等は今後どうなるのか？</p>	<p>可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等を搬入することができますが、一部搬入できないものもあります。</p> <p>構成市から出されたごみを処理する施設になりますので、ごみを搬入することはできますが、ごみ中継施設との役割とは異なります。</p> <p>新施設稼働時のごみ中継施設については、組合構成市によりそれぞれ設置し、運営する計画となっています。</p>

No.	意見書の内容		意見書に対する見解
7	P18 図1-8	<p>搬入経路について、平成31年2月の説明会では北側にも出入口ができるということだったが、この図では出入口は南側である。北側に出入口はないのか？</p> <p>グリーンドーム交差点の一旦停止は、停止線を越えて停止する車があり、たくさんの車が通るととても危険。</p>	<p>平成31年2月の説明会時には、施設への搬入路を2箇所設定する計画で進めていましたが、この場合、高橋集落への雨水排水等の流入が増加する懸念があったため、施設への搬入路を1箇所に変更した計画となっています。</p> <p>施設への搬入経路については、搬入経路を指定したうえで交通法規を遵守するように周知していきたいと考えています。</p>
8	P26 人口 P28 図2-3	<p>環境配慮施設の配置状況に「学校及び病院等は立地していない」とあるが、上ノ山には障害児入所施設のみさかえ学園がある。</p>	<p>本調査では、騒音規制法及び振動規制法でより厳しい基準が設定されている「学校」「保育所」「認定こども園」「病院」「入院施設のある診療所」「図書館」「特別養護老人ホーム」を環境配慮施設として調査しました。</p> <p>なお、環境配慮施設として調査はしていませんが、ご指摘の施設も含めて周辺的生活環境に配慮するものになります。</p>
9	P72 表3-1(1) P75 表4-1-1	<p>P48表2-9に記載がある、他の項目については調査されなかったのか？</p>	<p>施設の稼働により生活環境に影響を与える恐れのある項目及び社会的関心のある項目を選定し、現地調査を実施しました。</p>
10	P83 表4-1-12	<p>内鍋清掃センターのA系のH28年度、H29年度の値、B系のH27年度、H28年度の値が通年より高かった要因は？</p>	<p>設備の経年劣化によるものと考えています。施設の修繕等を行いまして、環境に配慮した運転を行っています。</p>

No.	意見書の内容		意見書に対する見解
11	P100 表4-1-34 P116 表4-1-53 P133 表4-1-65 P133 表4-1-66 P289 表5-1(1)	水銀の指針値の単位が違うのでは？ 表の指針値の単位は $\mu\text{g}$ なので、0.04では？ 40 $\mu\text{g}$ であれば、基準値の1000倍なので？ ※参照 ■大気環境基準等 <a href="https://www.env.go.jp/air/kijun/index.html">https://www.env.go.jp/air/kijun/index.html</a> 1年平均値が40ngHg/m <sup>3</sup> 以下であること。 ■今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申） <a href="https://www.env.go.jp/council/toshin/t07-h1503.pdf">https://www.env.go.jp/council/toshin/t07-h1503.pdf</a> 年平均値0.04 $\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下	指針値に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。 <b>【誤】</b> 40 <b>【正】</b> 0.040 なお、誤りは表記上のものであり、調査の評価に変更はありません。
12	P128 表4-1-61	交通量について、単純に按分した場合で1時間に片側約70台も車両が通行するが、年末年始等の一般搬入が多い時期は、車両の渋滞が予想される。その場合の対策は考えているのか？	搬入車両の待機場所に対応できない場合は、災害廃棄物仮置場を利用する計画となっています。
13	P170	「悪臭の発生源となるような施設はない」とあるが、近くに豚舎、牛舎がある。高橋・上ノ山地区ではハエが大量に発生しており、家や車のドアをあけるとたくさんのハエが入り込んでくる。砂丘の杜きんぼうの駐車場でも車のドアを短時間開けているだけでかなりのハエが入り込んでくる。新クリーンセンターの建物出入口でも同様のことが起こると考えられる。何か対策を考えているのか？	現地調査の結果、事業計画地周辺において悪臭は全ての項目で定量下限値未満であり、検出されませんでした。新施設から臭気が外部に漏れないよう脱臭装置等を設置し、悪臭対策を講じる計画となっています。なお、臭気発生源となるごみピットには防虫剤を噴霧する装置を設置する計画となっています。

No.	意見書の内容		意見書に対する見解
14	P186 土壌調査	金峰町は稲作が盛んであり、事業計画地の近くにも田んぼが広がっている。西側農地より高橋集落に近い田んぼの方が影響があると思われる。高橋地区の田んぼも調査すべきなのでは？	全体的に状況が把握できるように選定し、高橋集落に近い田んぼについては田んぼから近い高橋公民館を集落への影響も含めて、調査地点として選定しました。
15	P192 表4-6-7	稼働年数が経つごとに年あたりの増加量の数値が下がるのはなぜか？	一般的に、大気へ排出されたダイオキシン類は、降雨による降下、重力による降下により土壌や水域へ移動します。この際、大気中で分解するものもあれば、風による巻き上げで土壌から大気へ戻るものもあります。土壌中のダイオキシン類は、土壌に吸着するもの、降雨等により河川地下水等へ流出するもの、土壌中で分解されるもの、植物等に吸収されるもの等があり、非常に複雑な挙動をしています。本調査における土壌中濃度の増加量の推計値は、稼働中の複数の焼却施設周辺における土壌中濃度実測結果をもとに増加量を推計した文献を引用しました。
16	P265 表4-10-1	事業計画地隣の砂丘の杜きんぼうには、日ごろからグランドゴルフやサッカー等で多くの利用者が訪れ、南さつま市最大のイベントである砂の祭典期間中は、市内外から多くの観光客が訪れる。砂丘の杜きんぼうからの景観調査もするべきなのでは？	調査地点は、不特定多数の人々が集まる公園等のレクリエーション施設や生活環境など人々が滞留する場所を中心に、周辺住民の日常的な景観についても調査する目的で5地点を選定しました。景観をテーマとして砂丘の杜きんぼう公園については、入札参加者より提案をいただく予定となっています。
17	P276 表4-10-4	建物や煙突だけではなく、白煙も見えるのでは？白煙は（季節等によっては違いがあるが）どのくらいの高さまで上がり、眺望がどのように変化するのか？特に砂丘の杜きんぼうから白煙が見えれば、観光客は嫌悪感を抱くのでは？	県立自然公園普通地域内の施設であることから、周囲の景観に十分配慮し、建築物の高さ等についても可能な限り高さ等を低くするなどの十分な検討を行ったうえで、入札参加者より提案をいただく予定となっています。事業者が決定しましたら、事業者と協議したいと考えています。

No.	意見書の内容		意見書に対する見解
18	P289 表5-1(1)	<p>大気質の調査結果のPM2.5、Hgの単位について、“<math>\mu</math> mg”という単位が存在するのか？</p>	<p>PM<sub>2.5</sub>環境基準、Hg指針値に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。</p> <p>【誤】 <math>\mu</math>mg</p> <p>【正】 <math>\mu</math>g</p> <p>なお、誤りは単位の表記のみで、予測結果に変更はありません。</p>

No.	意見書の内容	意見書に対する見解
19	<p>ゴミ処理場建設は地元住民の賛成が得られているのか。地元住民の反対意思が多いと聞く。万之瀬川及び海洋の水質保全是図れるのか？有害物質放出の危険性は無いのか？ダイオキシンの人体への影響があった場合、組合が補償するのかきびしく問はれている。</p>	<p>これまで先進地である熊本市西部環境工場の視察等（23回）を開催するとともに、高橋振興会（7回）、上ノ山自治会（4回）、堀川自治会（3回）等に説明会を開催し、高橋振興会とは（仮称）南薩地区新クリーンセンター建設に係る確認書を締結しました。今後、高橋振興会、上ノ山自治会、堀川自治会の代表者で構成する新クリーンセンター建設整備委員会を開催し、地域振興策等について協議する予定にしていますので、新施設の建設にご理解いただけているものと考えています。</p> <p>生活環境影響調査は、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省）に基づき、施設が周辺的生活環境にどのような影響を及ぼすかという点について、周辺地域的生活環境の現況を把握し、施設の設置による影響を予測し、そしてその結果を分析することにより、その地域的生活環境の状況に応じた適切な生活環境保全対策等を検討するために実施しました。</p> <p>調査結果として対策を行うことにより、すべての調査項目で生活環境の保全上の目標との整合性が図られているとともに、周辺環境への影響は実行可能な範囲で低減されていると評価しています。</p> <p>新施設のプラント排水は無放流（クローズド方式）とし、施設内で再利用する計画となっています。生活排水は浄化槽で処理後、雨水は調整池で放流量を調整し放流する計画となっています。</p> <p>調査を実施しましたダイオキシン類については、現況濃度① 0.0057pg-TEQ/m<sup>3</sup>、寄与濃度②（条件により計算した焼却施設の煙突排出ガスの濃度）0.000064pg-TEQ/m<sup>3</sup>、予測濃度①+② 0.005764pg-TEQ/m<sup>3</sup>となり、環境基準の年平均値0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下を大幅に下回った結果となっています。</p> <p>新施設の公害防止基準を踏まえ、基準値を厳守し、環境負荷の低減に努めていきます。</p>

No.	意見書の内容	意見書に対する見解
		<p>仮に、新施設の公害防止基準を超過するようなことがあればすぐに施設の運転を停止させ、原因を究明して対策が講じられるまで再稼働は行いません。そのため、公害防止基準より高い法規制値で有害物質が排出されることはありませんので影響及び風評被害等はないと考えています。</p>
20	<p>ダイオキシンによる農産物への風評被害や人体の影響が出た場合は有害物質の削減につとめるといのが公害が発生した時の対策が出来るのか</p>	<p>No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。</p>
21	<p>海と川が近い大橋地区、近年想定外の自然災外も多いので心配です。環境の為に、ゴミを減らすことが大切でゴミはそれぞれの市で、ゴミの減量に取り組みながら小さなゴミ処理所を作った方が良くと思います。高橋地区のほとんどの住民が反対しているのに建設が進んでいくのは、おかしいです。</p>	<p>No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。            自然災害にも対応可能な施設とする計画となっています。            地震・台風・雷等の災害対策を講じ、安全で災害に強い施設となるよう考慮したうえで、入札参加者より提案をいただく予定となっています。            本事業では、管内の焼却施設を1箇所に集約し、廃棄物処理の効率化を図るとともに、粗大ごみ処理施設を併設することで資源化物の回収量の増加を図り、最終処分量の削減を目指しています。            新施設の施設規模については、ごみ搬出量の実績及び見通しの排出抑制を考慮した後で算定しています。            ごみの減量等には住民の協力が不可欠となります。組合構成市と協力しながらごみの減量に努めていきたいと考えています。</p>
22	<p>資源を大事にする政策をして下さい。リサイクルに重点をおいたゴミ対策が未来につながると思います。            保育所の近くに作る事も大問題です。小さい子ども達の健康によくありません。</p>	<p>No. 19、No. 21の意見書に対する見解をご参照ください。</p>



No.	意見書の内容	意見書に対する見解
23	<p>松林は保安林であり、伐採すべきでない。周辺住民から松を切らないでほしいという声が寄せられている。この声を無視してはならない。農業や生活への影響は計り知れないので保安林はしっかり守るべきと考える。</p> <p>ダイオキシンの発生が0でない以上（これは国も認めている）子ども達をはじめ、住民の健康被害の可能性はある。ゴミは分別し、資源として再利用していくことが基本で、そうしてこそゴミは減らすことができる。志布志市ではゴミを燃やさずに、徹底した分別を行い、住民と共に取り組んでいる。私たちも、志布志市に学ぶべきと考えます。多額の費用をかけて大型の焼却炉などの設備を造る必要はありません。これまでよりも、ゴミを遠くまで運ぶことになり、ムダで環境にも良くありません。金峰コシヒカリなどの農作物も、風評被害を受けることになる。砂の祭典の会場のすぐ近くであり、これにも少なからず影響があると考えます。</p>	No. 17、No. 19、No. 21の意見書に対する見解をご参照ください。
24	<p>建設予定地は、そもそも保安林であり、保安林を切って建設するのはよろしくない。</p> <p>そう遠くない場所に住宅地もあり、わざわざ新設することには理解できない。</p> <p>自治体はごみを減らす努力を住民とともにするのを第一とすべき。雑紙などの紙類や生ごみなどの処理、リサイクル等のさらなる推進などやることはまだまだたくさんある。</p>	No. 19、No. 21の意見書に対する見解をご参照ください。
25	<p>住宅地、保育園、農地が近く、不適當。</p> <p>砂防林を破壊し、環境破壊が進むことが明らかである。</p> <p>建設地を含め他の方法を検討すべきである。</p>	No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。

No.	意見書の内容	意見書に対する見解
26	<p>美しい砂防林、眼下で汗して農家の方々が作る、広々とした稲田、その風景を変えてしまう超大型の莫大な費用を要する焼却場を作ろうとする事に「待った」をかけたい！SDG'Sの考え方からしても、ゴミは極力減らし、再生可能な生ゴミの肥料化など私自身が面倒でも大切なことを実行する人でありたい。まずは環境衛生課の方々が市民へのゴミ教育を集落ごとに施し、大型焼却場設置を止め、意識を高めることに力を注いでほしい。候補地とされた地元高橋の方々の「ふるさとへの思い」を受け止め計画を白紙に戻して下さい。</p>	<p>No. 19、No. 21の意見書に対する見解をご参照ください。</p>
27	<p>①金峰町高橋の住民のほとんどが反対している ②他のクリーンセンター候補地（日置・南九州・枕崎）などとの意見交換を密にしてもらいたい ③自然破壊・風評被害など、慎重でいねいな論議を希望します</p>	<p>No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。 事業については、組合構成市と協議しながら進めています。今後も、組合構成市と協議しながら進めていきたいと考えています。</p>
28	<p>①廃棄物処理施設は住民生活環境をいちじるしく悪くするおそれがあるので原則人里はなれた山中に建設してほしい ②高橋の住民のほとんどの人が反対しているという事なので再検討してほしい</p>	<p>No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。</p>
29	<p>ゴミを燃やす事によって（ボイラー熱）地球温暖化を加速する。 ダイオキシンの発生をいかに押えるか、これまでの処理場から科学的な根拠が示されていない。 大気を汚染する恐れがあります。 ゴミを大幅に減らす暮らしをめざします。</p>	<p>No. 19、No. 21の意見書に対する見解をご参照ください。</p>
30	<p>保安林を残してほしいし、近くに保育園があるような所に焼却炉を作らないでほしいです。</p>	<p>No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。</p>
31	<p>自然を破壊し住んでいる人達の犠牲をしてまで造る必要がありますか。もっと努力するところが大事です。あとで悔むことのないようにお願いします。</p>	<p>No. 19、No. 21の意見書に対する見解をご参照ください。</p>

No.	意見書の内容	意見書に対する見解
32	<p>1、集落住民のわずか34名（17%）の声を大事にして、155名（%）の声を無視する南さつま市政に疑問を持ち、納得できない。 「民意を無視しないで」ほしい。ごみ処分場建設絶対反対。</p> <p>2、3市長（日置市・南九州市・枕崎市）の意見と違う。建設に向けて、いつ、集落の合意がなされたのか明確に。日時・会合名を。</p> <p>3、ごみ処分場建設で、金峰山吹上浜県立海浜公園の景観を壊さないで。 ・白砂青松の地は、地元もちろん・県外出身者の誇り。 ①南薩少年自然の家 ②砂丘の杜 ③グリンドーム ④食品の工業団地</p> <p>4、ブランド米「金峰コシヒカリ」の販売に悪影響の処分場は反対。</p> <p>5、ごみ搬入・搬出に伴う学童・高校の通学時間帯が心配。</p> <p>6、国の公害基準が、なぜ、平成27年度から緩和されたのか？</p> <p>7、ダイオキシン類等の公害はないとの説明だが、国もダイオキシンが発生することを容認している。 特に、定期検査時には煙突の温度を下げるため、大量に発生するのでは？</p>	<p>No. 7、No. 17、No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。</p>
33	<p>1. H27年度自治会長への説明会より一貫して住民の意見を尊重してくれるようお願いして来たある資料で建設推進派が90%になったと聞きました。これはどこの事か？若し高橋住民のことでしたらどのような形で実行してこの数字がでたか？</p> <p>2. 建設された場合2/24の説明会でも要望した、ライスセンター入口に表示板の設置は絶対に実現してほしい（説明会で表示した数字を含む）万ーこの表示以上の数字が上った場合どのようにするか？（補償問題）</p> <p>3. 交通渋滞の懸念は？近隣の災害時にでる粗大ゴミの処理法を具体的に示してほしい（例）焼却場周辺には何日以内を考えているか。</p>	<p>No. 12、No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。 環境測定表示盤は、施設入口付近に設置する計画となっています。施設入口付近以外の設置については、今後検討していきたいと考えています。 災害廃棄物については、組合構成市で作成している災害廃棄物処理計画等により、組合構成市と連携しながら処理していきたいと考えています。</p>

No.	意見書の内容	意見書に対する見解
34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミ運搬車の搬入・搬出による地元住民の生活への影響はないのか。通行人の安全性時に学童及び高校生などの通学等</li> <li>・ ゴミ処理場建設は地元住民の合意形成がはかられているのか</li> </ul>	No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。
35	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ ゴミ処理に伴う悪臭の発生による住民に多大な影響は無いのか？</li> <li>◦ 日本三大砂丘吹上浜の景観・自然の破壊につながらないか？</li> <li>◦ 場内に降り積もったダイオキシンが河川や海に流れ出る危険性は？</li> <li>◦ ダイオキシンによる人体への影響があった場合は組合が補償するのか？</li> </ul>	No. 13、No. 17、No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。
36	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ ダイオキシンによる人体への影響があった時に、組合は保障するのか？</li> <li>◦ ゴミ処理に伴う悪臭の発生により地区住民に影響は無いか。</li> <li>◦ 事業（DBO）における追加修繕費、企業の経営状態による事業放棄等が生じた時、どのように対処するのか。</li> <li>◦ ゴミ処理場建設は地元住民の反対が多い中、一部賛成の人の意見だけをどうしてとり上げたのか。（集落内が住みにくくなっている）</li> <li>◦ ゴミ処理場の煙は地域内外のどの範囲まで、拡散するのか。そのこと等、地区住民に説明しているか。して欲しい。</li> <li>◦ 健康作りの為の運動公園、砂丘の杜、サイクリングロード等利用者への影響はないのか。</li> <li>◦ ゴミ処理場建設に伴い、健康被害不安等からの地区の過疎化をどう考えているのか。（怖くて住めない！）</li> <li>◦ 住民居住地域から離れた森林等への建設は考えられなかったのか。地域住民のことを本当に考えたのか。（自分の事として！）</li> </ul>	No. 13、No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。 事業者は本事業の運営事業のみを行う特別目的会社（SPC）を設立することから事業放棄等が生じることはないと考えています。
37	高橋ゴミ処理場で降り積もったダイオキシン、水銀が集落内の井戸水畑の作物などに流れ出る危険性は無いのか？もしあったら組合が補償するのか？すぐに中止するのか。年に1回井戸水地下水の点検をする事（20年間）	No. 2、No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。

No.	意見書の内容	意見書に対する見解
38	<p>ダイオキシンによる人体への被害が生じた場合の責任はだれが取るのか明確にしてもらいたい。</p> <p>地元の合意がなされないままゴミ処理場建設の話が進んでいるのが不安でならない。</p> <p>建設予定地周辺にはキツネ等が生息しており鳥獣保護の観点からも保安林解除、伐採はやめるべきである。</p>	<p>No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。</p>
39	<p>地域住民の理解がないと前に進めないとの市長の意思表示もあつたようですが、4市の状況や今後のごみ量縮小化も含めると安心・安全・景観など行き詰っているようです。理由の一部であり小規模化を提案します。</p> <p>1. 砂丘地に建設するための耐震性、集落や施設の津波・地震への危険性が努力や期待に寄せられ最悪の状況を考慮していない。</p> <p>2. ダイオキシンなどの国の基準が緩和されることに疑問を持ち、技術が進む中で十年近くになろうとする都城・熊本の基準が今後の南さつま市の目標になることへも不信を感じ、ブランド化した金峰コシヒカリなどへの心配や風評被害の可能性を考えると農業の後継者問題と将来を保障できない。</p>	<p>No. 2、No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。</p>

No.	意見書の内容	意見書に対する見解
40	<p>1、公設民営化方式について 水道事業の公設民営化が盛んに行われているが、最近では公営化に戻りつつある。水道料金が上がったり、施設の破損により事業者の撤退もあつたりで、再公営化しているところが増えている。住民にとって安全・安心なのは公設公営化ではなかろうかと思う。</p> <p>2、公設民営方式の運営会社の財務状況の公開について 民営化された水道事業では財務状況が公開されないことが多い。平成30年3月12日の検討委員会の報告書では公設民営方式だが、財務状況（役員の給与も含めて）は公開されるのだろうか。民営の事業体となると南薩地区衛生管理組合はどこまで関与できるのだろうか？</p> <p>3、公害防止計画の「排出ガスの自主規制値」について 「排出ガスの自主規制値」では法規制値よりだいぶ低い数値だが、これを確実に守るという保障はしていない。「自主規制値」を守るという保障は文書で約束するのでしょうか？</p> <p>4、排出ガスの自主規制値のダイオキシン類、水銀等について ダイオキシン類と水銀は放出がゼロではない点についてです。金峰町は施設の風下になるので、住民の安心・安全のために水質と土壌の検査を毎年定点検査・観測の必要があると思いますが、その実施計画が検討委員会の報告書にはありません。これについてはどのようにかんがえているのでしょうか。</p>	<p>No. 2、No. 19、No. 36の意見書に対する見解をご参照ください。運営事業者の経営状況（事業収支）については、年1回組合に報告をするようになっています。</p>

No.	意見書の内容	意見書に対する見解
41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先日、”生活環境影響調査結果”を見せていただき、評価の内容が”目標との整合が図れている”と判で押した様なものでびっくりしました。</li> <li>・145 t/日ものゴミが持ちこまれ処理される。このことが地域周辺に具体的にどのような影きょうを及ぼすのか、地元の不安や疑問に答えるものとなっていません。</li> <li>・地元の方は説明もなく解らないことだらけ、納得していない人が多いと聞きました。「地域が賛成・反対派と、2分されてしまって、色々やりにくい」とも。</li> </ul> <p>これは、行政のやり方の問題ではないでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長はH30. 6月の市議会の市政報告で「今後は、建設予定地周辺の皆様に基本構想をふまえ安心安全な施設整備に向けて、ご理解を得るべく重ねて努力して参りたいと考えています」と言っています。</li> <li>・決まったから終わりではなく、疑問がある限りそれをとりのぞく働きかけをすることを市長に望みます!</li> <li>・金峰こしひかりブランド米を誇りを持って作り続けることができるためにも、環境調査は市が責任を持ってやり続けて欲しいです!</li> </ul>	<p>No. 2、No. 19、No. 21の意見書に対する見解をご参照ください。</p>
42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4つの市から、ゴミの搬入がされるという点に一番不安を感じます。搬入、搬出による地元住民の生活への影響、道路事情、通行人の安全性など確保されているのか？</li> <li>・次に、日本三大砂丘吹上浜の景観・自然の破壊につながるのでは？と心配です。</li> <li>・本来ゴミをへらすための取り組みとあわせて考えるべきと思いますが、かえって燃やすゴミをふやすことにつながり、環境改善にならないのでは？</li> </ul> <p>市のゴミの資源化の政策をあわせてうかがいたい。</p>	<p>No. 7、No. 17、No. 19、No. 21の意見書に対する見解をご参照ください。</p>

No.	意見書の内容	意見書に対する見解
43	<p>・一番心配なのは日本三大砂丘吹上浜の景観・自然の破壊につながるのではないかとということです。</p> <p>・また、保安林解除については、いかがなものかと、これからのゴミ処理問題は、地球環境を考えずにはおれない問題。保安林に手をつけなければいけない…とすればその場所はふさわしくない…と町内の方達も話しています。</p> <p>(皆年よりで、書くのをしぶっていたので、代表で書きました)</p>	<p>No. 17、No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。</p>
44	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 吹上浜西方沖断層のずれの影響は？</li> <li>2. 全国ブランド「金峰コシヒカリ」へのダイオキシンの影響は？又、風評被害のばいしょうは？</li> <li>3. 今回調査以外の既存資料による動植物、魚類等への影響は検討したのか？</li> <li>4. 運動公園やサイクリングロード利用者へのダイオキシンの影響は？</li> <li>5. 地元住民のゴミ処理場建設に係る合意形成は図れているのか？</li> <li>6. 炉定期点検時（650度以下となる）のダイオキシンの放出の危険性は？</li> </ol>	<p>No. 19の意見書に対する見解をご参照ください。</p> <p>地質調査の報告書等により事業計画地の地盤は液状化の可能性はかなり低いと判断するとなっています。地質調査結果に基づき、工法等の検討を図り、安心・安全な施設を建設する計画となっています。</p>



No.	意見書の内容	意見書に対する見解
45	<p>○施設近くに集中した住宅地はじめ幼稚園、学校、県立少年自然の家など、人々の生業が間地かにあること。また、南さつま市内でも自然の宝庫で、国内三大砂丘地で知れ、市の観光スポットで砂の祭典にも、毎年大勢の人々が訪れている地域です。大型のゴミ処理施設の建設はふさわしくありません。また、農業地帯として、様々な作物が栽培とれている。とりわけ金峰コシヒカリは、ブランド化され市の農業生産の一翼を担っています。</p> <p>衛生管理組合は、施設からの廃棄物は「解決している」と強調しますが、焼却の開始、終了時、定期点検時の運転中止もあり、日常的ばい煙やダイオキシンなどの廃棄物、汚染水など市民生活に影響を及ぼす有害物質排出は必ずあります。つまりこの地域の建設は中止すべきです。</p> <p>○何より、地域住民の間で反対意見があること。反対意見を含めて、住民の意見が施設の建設や、予定地決定に際し、南さつま市の住民はもとより、他の自治体の住民や、議会に詳細が明らかにされない中で、計画が進んでいます。</p> <p>今回の生活環境影響調査に関する結果に意見を求めるそのことも、住民に周知されていません。</p> <p>○ごみ問題は、住民の大きな課題の一つで、ゴミ減量が世界の流れです。官民共同の認識を、「燃やすごみを減らす対策」先行させる時です。</p> <p>地球温暖化や、環境問題、コロナ後の生活様式の変化など人々の認識も大きく変わっています。ゴミの問題では、住民の意見を十分に反映させる努力こそ、安心して住める持続可能な地域をつくることだと考えます。</p> <p>○当該地域の立地条件の一つに、建設予定地とした他の地点のなかでも一番に、地震の際の液状化が起きやすい地域とされました。海岸沖には断層がある。最近では地震が頻発しており、地震時の液状化現象に対する対策はあるのか。</p> <p>○今後進行される保安林解除や林地開発との関係で、周辺の住民生活に影響が出てくると思われそうですが、そのことが検討されていない点は問題ではないでしょうか。</p>	<p>No. 1、No. 7、No. 12、No. 19、No. 21、No. 40、No. 44の意見書に対する見解をご参照ください。</p> <p>廃棄物運搬車両の走行に関する影響については、大気質、騒音、振動の調査を実施しており、健康への影響はないと考えています。</p> <p>なお、環境保全対策に記載のとおり、廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を遵守させるなどの指導を徹底し、公害防止とともに安全上にも配慮するものになります。</p> <p>敷地面積の当初おおむね2haについては、焼却施設、防災調整池を想定したものになります。変更しましたおおむね5haについては、焼却施設、粗大ごみ処理施設、防災調整池、災害廃棄物仮置場、敷地内の搬入路を想定したものになります。</p> <p>高橋振興会、上ノ山自治会、堀川自治会等の説明会において、おおむね5haで想定していることは説明会用のリーフレットに記載し、説明しています。</p> <p>本事業は環境省の交付金を活用し、設計・施工及び運営・維持管理（建設費、20年間の運営費、維持管理費、修繕費を含む）を行うことになります。</p>

No.	意見書の内容	意見書に対する見解
	<p>○仮に施設が稼働されると、一日の車両運行が364台から453台の搬入による道路事情、交通安全の課題、健康への影響と対策が示されていません。</p> <p>○建設予定地を当初2ヶ所を5ヶ所に変更したことが市民へ周知されず、建設費用、施設の付随物や、維持費など莫大な費用を伴う計画でもあるのに、後世への借財が明確にならないままの計画は問題ではないでしょうか。</p>	